



2007

April

4



ふるさとCM大賞で伊方町自慢を披露

(3月11日 愛媛県民文化会館にて)

広報

いかた

PUBLIC RELATIONS No.025

伊方町消防出初式

3月18日(日)町消防出初式が伊方中学校グラウンドで盛大に挙行されました。当日は、山口正司団長以下町消防団員364名(半数は詰所持機)四国電力



瀬戸方面隊による規律訓練

伊方発電所消防隊16名が出動。「人員・服装・姿勢の点検」、「機械器具の点検」、「規律訓練」、「模範操法」が整然且つ、きびきびとした態度で行われました。

その後、消防署・消防団が

合同で行った「消防訓練」では、

タンクローリーとマイクロバ

スの正面衝突事故が発生した

との想定で救助訓練を実施い

ました。

堂々とした分列行進に続き、

表彰式が行われ、消防活動に尽

力された方や功労者へ、表彰

状の授与並びに感謝状の贈呈

がなされました。

式典終了後、白崎埋立地崖壁

で威勢良く一斉放水が行われ、

出初式を終えました。

なお、被表彰者は次の方々で

す。(敬称略)

日本消防協会会長表彰

精績章

寄 八神(大江)
西谷 克己(名取)

永年勤続章

宮本 博(三机)

消防庁長官表彰

永年勤続功労章
兵頭 照正(伊方越)
河野 万平(平儀)
梶谷 親男(大佐田)

愛媛県知事表彰

功労章

山本 喜久男(大久)
堀内 弘保(向)
桜井 正司(佐田)
中村 精次(佐田)

愛媛県消防協会会長表彰

功績章

出海 松壽(二名津)
兵頭 大市(伊方越)
坂内 登(大久)

勤続章

安堂 廣道(大浜)
寺谷 明彦(仁田浜)
山口 勝行(河内)
山崎 勝司(豊之浦)
井上 與士郎(中浦)
吉本 治(小中浦)
岡元 雄一郎(川永田)
藤原 俊彦(向)
城岡 秀一(奥)
大橋 渡(須賀)
上田 幸(鳥津)
古田 哲春(大成)
鈴木 大(三机)
白石 時政(三机)
高川 清(小島)
西川 吾一(川之浜)
清水 重浩(塩成)

八西消防団連合会長表彰

規律章

藤堂 岩栄(田部)
坂本 俊彦(大久)
谷本 音茂(名取)
山西 岩英(二名津)
山内 敏(正野)
濱名 耕二(串)
新宅 寿文(井野浦)
中村 徳幸(三崎)
山下 善仁(三崎)

町長表彰

恒内 光源(松)
大成 光生(串)
安部 義人(正野)
阿部 博文(串)
田中 博(串)
梶原 幹雄(串)
古市 弘(井野浦)
中村 武彦(三崎)

矢野 吉朗(大浜)
木戸 崇之(大浜)
山本 秀治(中之浜)
三浦 彰久(中之浜)
辻 朝照(中之浜)
菊池 春久(中之浜)
畑中 保人(仁田浜)
木下 誠(仁田浜)
藤堂 治久(河内)
井上 貴文(湊浦)



受賞者代表謝辞を行う兵頭照正氏

佐 智 博 (塩 成)	牛 元 宣 (塩 成)	清 水 彦 (塩 成)	佐 木 善 次 (小 島)	山 下 竜 一 (小 島)	是 澤 繁 蔵 (志 津)	松 代 和 哲 (志 津)	亀 井 和 人 (足 成)	大 久 保 達 也 (三 机)	山 本 法 久 (三 机)	松 澤 孝 吉 (三 机)	末 光 孝 豊 (三 机)	河 野 政 信 (三 机)	山 本 吉 徳 (鳥 津)	西 村 英 俊 (鳥 津)	川 口 英 満 (大 成)	藤 岡 照 進 (大 成)	小 島 照 彦 (加 周)	平 家 照 健 (古 屋 敷)	上 野 嘉 幸 (久 保)	久 世 慎 一郎 (畑)	脇 田 清 彦 (畑)	松 本 英 郎 (向)	堀 内 雅 也 (奥)	池 田 隆 之 (奥)	渡 辺 芳 人 (川 永 田)	高 月 昭 一 (川 永 田)	篠 澤 国 俊 (川 永 田)	篠 川 和 也 (川 永 田)	岡 田 貴 裕 (川 永 田)	大 星 和 裕 (川 永 田)	兵 頭 光 胤 (中 浦)	矢 野 光 哲 (中 浦)	山 口 浩 二 (亀 浦)	阿 部 隆 治 (亀 浦)	清 家 春 二 (湊 浦)
宇 都 宮 長 保 (与 侈)	下 宮 定 信 (与 侈)	加 藤 智 明 (与 侈)	阿 部 純 一 (串)	阿 部 慎 次 (串)	山 内 利 徳 (串)	阿 部 省 三 (正 野)	伊 部 松 範 文 (正 野)	伊 部 敏 人 (正 野)	伊 部 洋 一 (正 野)	清 水 貴 志 (正 野)	堀 田 春 樹 (正 野)	安 部 一 洋 (正 野)	橋 本 健 孝 (二 名 津)	田 村 義 忠 (二 名 津)	村 市 忠 実 (二 名 津)	濱 西 眞 平 (二 名 津)	山 江 充 雄 (明 神)	中 村 吉 裕 (明 神)	濱 永 猛 新 (松)	大 原 重 人 (高 浦)	藤 村 甚 重 (名 取)	市 内 一 将 (名 取)	垣 好 教 彦 (大 久)	三 野 良 直 (大 久)	河 野 憲 治 (大 久)	石 崎 宏 貴 (大 久)	山 本 真 人 (川 之 浜)	谷 本 信 弘 (川 之 浜)	山 藤 信 豪 (塩 成)	井 上 博 樹 (塩 成)	山 本 博 樹 (塩 成)	福 島 眞 喜 雄 (塩 成)			

感謝状

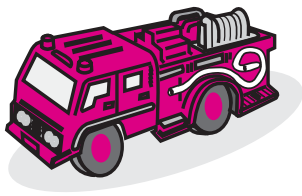
荒川文則(与侈)
池田直勉(井野浦)
小西直人(大佐田)
川口智義(大佐田)
長山純也(佐田)
山本明也(佐田)
宇藤透明(高浦)
小田敬治(高浦)
内山芳弘(高浦)
山中裕昇(高浦)
中山裕政(高浦)
溜池透奥太(高浦)
松本憲男(高浦)
山下大地(高浦)
田中浩二(高浦)
片岡弘樹(高浦)
宇都宮圭三(高浦)
小田賢二(高浦)
磯崎一也(高浦)
末廣信之(高浦)
山下信之(高浦)
田中優一(高浦)

消防活動協力者

田村信郎氏(二名津)

高額寄付者

下向栄治氏(向)



伊方町フェスタ開催

ふれあいコンサートの様子

自衛隊について知ってもらおうと、陸上自衛隊第14旅団主催による「伊方町フェスタ」が2月18日(日)に開催されました。

役場前の駐車場では、善通寺、松山駐屯地から集められた災害時等に使用される野外手術車、浄水装置、入浴セット、食堂など装備品13点が展示されました。

会場内では、写真撮影やビンゴゲームも行われ、食堂には昼食も用意され、家族連れなどで賑わいました。

伊方町民会館では、旅団音楽隊による「ふれあいコンサート」も開かれ、行進曲、アニメメドレー、歌謡曲など7曲が演奏され、会場を訪れた皆さんは生の演奏に聞き入っていました。

伊方ふる里会が大阪市にて開催される

～全員で「ふる里」を大合唱～

伊方ふる里会の様子

2月25日(日)大阪市におきまして、伊方ふる里会(会長渡邊政教氏)が開催されました。この会は平成13年に発足し、今年で7回目を迎え、当日は140名の出席がありました。

会には山下町長も出席し、地元出身の小玉美代子さん(川永田)による祝儀舞やシンガーソングライターの二宮尊子さん(奥)も出演しました。最後に全員がふる里を合唱するなど、伊方町のことや昔話で花が咲きました。

伊方町出身でふる里会の事を知りたいた方は、田淵イッソさん(電話07-6861-6511804まで連絡下さい)。

なお、広報紙編集費用にと伊方ふる里会の皆さんから10万円のご寄付を頂きました。また、大阪市にお住まいの古田正好さんから5万円のご寄付を頂きました。厚くお礼申し上げます。

ホットな ニュース

青年ボランティアと ともにまちおこし

～平磯「喜久家プロジェクト」～



浅野ファミリーと一緒に

「ふるさと」に新しい風を吹かせたい！そんな思いで、喜久家プロジェクトが青年ボランティアとともに2月からスタートしています。これは、平磯の浅野農園(代表浅野洋海・長武さん)と東京都にあるNPO法人NICE(ナイス)が力を合わせて立ちあげたものです。

二人は、平磯地域の方々や消防団、佐田岬ツーリズム協会・さきかけ橘塾の方々と一緒に、おつきあいのついでに、二名津保育所・小学校の子どもたちとの交流も計画されています。4月からは、韓国の女性も加わることです。

桜の季節、平磯地域に新しい風が吹いています。代表の浅野洋海さんは、「この風が伊方町の他の地域にもつながり、まちが元気になっていくことを望んでいます。多くの人とつながっていきなさいです。」と、大空に目を向けていました。

菊池加明夫さん(川永田)見事受賞

～平成18年度 全国優良担い手優良
認定農業者農林水産省経営局長賞表彰～

2月26日(月)東京都において、平成18年度全国優良担い手表彰式が行われました。その中で、「農林水産省経営局長賞」に菊池加明夫さん(川永田)が見事受賞されました。

この会は、担い手育成・確保運動に取り組む関係者が一堂に会し、優良担い手を表彰するとともに、今後の担い手育成の推進に向けて研究討議するものです。

菊池さんは、高校卒業後「俺の代で2倍にしよう」を目標に就農し、平成6年より俊光さん(長男)が就農し、「家族で話し合って楽しいミカンづくりをすすめる」を经营理念として地域の農業振興に取り組んでいます。



受賞で喜びの菊池さん

梶原孝一さん(平磯)見事受賞

～第8回 全国果樹技術・経営
コンクールにて農林水産大臣表彰～

2月22日(木)東京都において、第8回全国果樹技術・経営コンクール表彰式が行われました。その中で、栄えある「農林水産大臣賞」に梶原孝一さん(平磯)が見事受賞されました。

このコンクールは、平成11年度から生産技術や経営方式において他の模範となる先進的な農業者を表彰し、日本の果樹農業の発展に資する目的で発足したものです。梶原さんは、就農時から三崎農業後継者会長・青壮年同志会副会長等を歴任し、平成15年度から三崎共選委員長を務め、かんきつ販売や清見ブランドの確立に尽力し、地域のリーダーとして積極的な活動により、今回その功績が認められました。



受賞で喜びの梶原夫妻

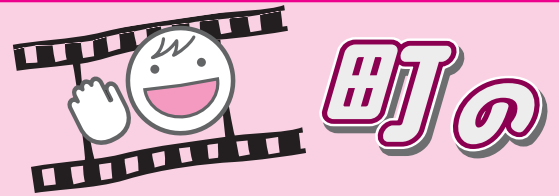
みさき天然食人認定会 奨励賞見事受賞 ～ふるさとCM大賞えひめに伊方町から出場～



盛り上がった審査会

地元の皆さんがふるさと自慢の30秒CMを制作し、地域振興と活性化の一助になればと、愛媛朝日テレビが企画した「ふるさとCM大賞えひめ」の審査会が3月11日(日)、愛媛県民文化会館で開かれました。

県内20市町から33作品のエントリーがあり、本町からは、「おかまdeちりめん(三机青年団)」と「猪うちの佐田岬探検隊」(みさき天然食人認定会)の2作品が、応募いたしました。コラムニスト天野祐吉氏(審査委員長)以下4名による厳選な審査の結果、みさき天然食人認定会が奨励賞に輝きました。副賞として愛媛朝日テレビで年間30回CMが放送されますので、皆さんご覧下さい。



町のイベントや出来事などを紹介します。行事等ありましたら、連絡下さい。カメラ片手に取材に行きます。

第14回 農産物共進会が開かれる



農産物共進会の様子

2月10日(土)西宇和農協瀬戸支店旧瀬戸選果場において第14回農産物共進会が開催され、大勢の人手で賑わいました。

会場は、女性部による青空市・バザーコーナー、同志会員による餅つき大会があり来場者につきたての餅を振舞い行列が出来るほどの盛況ぶりでした。

また、果実品評会には、生産者自慢の果実217点の出展があり、品種ごとに優良果実が選ばれ表彰されました。

亀ヶ池周辺の 外来植物の除草作業を行う ～二見小児童らが参加～



大きく育ててね!

3月1日(木)午後1時30分から亀ヶ池周辺において、亀ヶ池環境対策委員会と二見小学校の児童らが参加し、草花の植え付け及び除草作業を行いました。

この作業は、(有)竹場建設と、かわうそ復活プロジェクト主催によるもので、さんざら自然塾の水本さんが作業指導にあたり、最初に、二見小学校の児童らにより、ツワブキやノシギクを協力して植え付けを行い、その後、水本さんから、ヒメヒオウギズイセンや、セイダカアワダチソウなどの外来植物を教わり、除草作業を行いました。

県内最大の潟湖である亀ヶ池の自然を、これからも大切に守り続けていかなければなりません。

児童手当制度のお知らせ!

児童手当とは

1 児童手当制度の目的

児童手当制度は、児童を養育している方に手当を支給することにより家庭における生活の安定に寄与することも、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的としています。



2 児童手当制度のしくみ

●支給対象

児童手当等は、12歳到達後最初の3月31日までの間にある児童(小学校修了前の児童)を養育している方に支給されます。ただし、前年(1月から5月までの月分の手当については前々年の所得が一定額以上の場合には、児童手当等は支給されません。

●支給月額

- 3歳未満 一律10,000円
- 3歳以上
- 第1子・第2子 5,000円
- 第3子以降 10,000円

●支払時期

児童手当等は、原則として

毎年2月、6月、10月に、それぞれその前月分までが支給されます。

●所得制限限度額

所得には一定の控除があります。また、所得制限限度額は年によって変更されることがありますので、詳しくは福祉課等の窓口へお問い合わせください。
(限度額は、下表参照)

手続きの方法は

はじめに 行なう

認定請求

出生、転入等により新たに受給資格が生じた場合、児童手当等を受給するには、市区町村の窓口(公務員の方は勤務先)に「認定請求書」の提出が必要です。

「認定請求書」を提出し、町等の認定を受けなければ、児童手当を受ける権利が発生しません。

児童手当等は、認定請求をした日の属する月の翌月分から、支給事由の消滅した日の属する月分まで支給されます。

参考

【3歳未満の児童】

(国民年金加入者)

(厚生年金等加入者)

児童手当	特例給付(法附則第6条給付)
	児童手当

【3歳以上小学校修了前の児童】

(国民年金加入者)

(厚生年金等加入者)

小学校修了前 特例給付(法附則第7条給付)	小学校修了前特例給付(法附則第8条給付)
	小学校修了前特例給付(法附則第7条給付)

児童手当関係届出、手続き一覧

提出を必要とするとき	届出の種類
新たに受給資格が生じたとき	認定請求書
毎年6月(すべての受給者)	現況届
他の市区町村に住所が変わったとき	受給事由消滅届、認定請求書
出生などにより支給対象となる児童が増えたとき	額改定認定請求書
年齢要件などにより支給対象となる児童が減ったとき	額改定届
年齢要件などにより支給対象となる児童がいなくなったとき	受給事由消滅届
法附則第6条給付又は法附則第8条給付の受給者が退職したとき	受給事由消滅届
受給者が公務員になったとき	受給事由消滅届、認定請求書
伊方町内で住所が変わったとき	住所変更届
養育している児童の住所が変わったとき	住所変更届
受給者又は養育している児童の名前が変わったとき	氏名変更届

平成19年度所得制限限度額

扶養親族等の数	所得制限限度額(万円)
0人	460
1人	498
2人	536
3人	574
4人	612
5人	650

厚生年金などの加入者の場合、特例により以下の限度額が適用されます。

扶養親族等の数	所得制限限度額(万円)
0人	532
1人	570
2人	608
3人	646
4人	684
5人	722

注1) 所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族がある者についての限度額(所得額ベース)は上記の額に当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき6万円を加算した額。

注2) 扶養親族等の数が6人以上の場合の限度額(所得額ベース)は、1人につき38万円(扶養親族等が老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは44万円)を加算した額。

なお、転入又は災害など、やむを得ない理由により認定請求ができなかった場合には、そのやむを得ない理由がやんだ後15日以内に認定請求すれば、転入等の日の属する月の翌月分から支給されます。

◆認定請求に必要な添付書類等

●健康保険被保険者証の写し等

●児童手当所得証明書提出が必要な方

伊方町にその年の1月1日に住所がなかった方(1月から5月までの月分の手当の認定請求の場合は、前年の1月1日に住所がなかった方)証明する年

●認定請求日の前年分(1月から5月までは前々年分) ●請求者の銀行等の口座番号など

●その他、必要に応じて提出する書類があります。(養育者の児童と別居している場合など)

添付書類は、認定請求の後日に提出しても良い場合がありますので、福祉課等の窓口で確認してください。

続けて手当を受けられる場合

現況届

児童手当等を受けている方は、毎年6月に「現況届」を提出しなければなりません。

この届は、毎年6月1日における状況を記載し、児童手当等を引き続き受ける要件があるかどうかを確認するためのものです。

この届の提出がないと、児童手当が受けられなくなりま

◆現況届に必要な添付書類等

●健康保険被保険者証の写し等

●前住所地の市区町村長が発行する児童手当所得証明書

伊方町にその年の1月1日に住所がなかった場合に提出 ●その他、必要に応じて提出する書類があります。



平成19年4月1日から

児童手当制度が拡充されました

拡充の内容

我が国における急速な少子化の進行等を踏まえ、若い子育て世帯等の経済的負担の軽減を図る観点から、3歳未満の乳幼児の養育者に対する児童手当の額を、第1子及び第2子について倍増し、出生順位にかかわらず一律月1万円となりました。

なお、3歳以上の児童の児童手当の額、支給対象年齢及び所得制限限度額については、現行どおりです。

＜0歳以上3歳未満の児童の養育者に対する児童手当＞

第1子、第2子 (現行) (改正) 月額5千円 ↓ 月額1万円 (倍増)

第3子以降 (現行) (改正) 月額1万円 ↓ 月額1万円 (現行どおり)

＜3歳以上現行どおり＞

第1子、第2子 月額5千円 第3子以降 月額1万円

施行日：平成19年4月1日

(拡充後の最初の支給月 平成19年6月)

※今回の改正では、受給者から特段の手続きを行う必要はありません。

なお、平成19年4月から3歳未満の児童手当等の額は一律月額1万円となりますが、3歳到達後の翌月からは、第1子及び第2子の手当額は5千円となります。



お問い合わせ先

伊方町役場福祉課

(TEL) 38-2652

瀬戸総合支所地域生活課

(TEL) 52-0114

三崎総合支所地域生活課

(TEL) 54-1116

平成19年度「児童福祉週間」

見つけよう みんながもってる いいところ

子どもや家庭、子どもの健やかな成長について国民全体で考えることを目的に、毎年5月5日の「子どもの日」から1週間を「児童福祉週間」と定めて、児童福祉の理念の普及および啓発を図っています。



介護保険シリーズ③



介護保険サービスの種類

現在、国(厚労省)が示しているサービスの種類は、下記のとおりです。しかし、各市町村でサービスの整備体制に違いがあり、伊方町内においても、現在受けられるサービスと受けられないサービスがあります。

▶ 在宅サービス

サービスの種類	サービスの内容
訪問介護 介護予防訪問介護 (ホームヘルプサービス)	ホームヘルパーが家庭を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護等、日常生活の手助けを行います。 (要支援1・2の方は、予防のための内容に限られます。)
訪問看護 介護予防訪問看護	訪問看護ステーション等の看護師、保健師等が家庭を訪問し、療養上の世話又は必要な診療の補助を行います。 (要支援1・2の方は、予防のための内容に限られます。)
訪問入浴介護 介護予防訪問入浴介護	浴槽を積んだ移動入浴車等で家庭を訪問し、入浴の介助を行います。 (要支援1・2の方は、予防のための内容に限られます。)
訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション	理学療法士や作業療法士等が家庭を訪問し、日常生活の自立を助けるためのリハビリテーション(機能訓練)を行います。 (要支援1・2の方は、予防のための内容に限られます。)
通所介護 介護予防通所介護 (デイサービス)	デイサービスセンター等に通い、食事、入浴の提供や日常動作訓練等を受けることができます。 (要支援1・2の方は、予防のための内容に限られます。)
通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション (デイケア)	介護老人保健施設や病院等に通い、日常生活の自立を助けるためのリハビリテーション(機能訓練)を受けることができます。 (要支援1・2の方は、予防のための内容に限られます。)
短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護 (ショートステイ)	短期入所施設等に短期間入所し、入浴、排せつ、食事等の介護等、日常生活上の支援や機能訓練を受けることができます。 (要支援1・2の方は、予防のための内容に限られます。)
短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護 (ショートステイ)	老人保健施設、病院等に短期間入所し、看護、医学的な管理の下で日常生活上の支援や機能訓練を受けることができます。 (要支援1・2の方は、予防のための内容に限られます。)
特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護	有料老人ホームやケアハウス等に入所している方に、日常生活上の支援や介護を行います。 (要支援1・2の方は、予防のための内容に限られます。)
福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与	福祉用具の貸し出しを行います。(要支援1・2、要介護1の方は、特殊寝台(付属品含む)、車いす(付属品含む)、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知器、移動用リフト(つり具の部分を除く)は、原則として保険給付の対象になりません。)
居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師等が家庭を訪問し、医学的な管理や指導を行います。 (要支援1・2の方は、予防のための内容に限られます。)

▶ その他の在宅サービス

サービスの種類	サービスの内容
特定福祉用具販売 介護予防特定福祉用具販売	入浴や排せつ等に使用する特定福祉用具について、その購入費の9割を支給します。(ただし、支給限度基準額は、要介護度に関わらず年間10万円です。また、都道府県の指定を受けていない販売事業所から購入された場合は、支給を受けられません。) ・腰掛便座・特殊尿器・入浴補助用具・簡易浴槽・移動用リフトのつり具の部分
住宅改修費 介護予防住宅改修費	手すりの取付け、段差の解消、床材の変更、引き戸等への扉の取替え、洋式便器等への便器の取替え等の住宅改修に要する費用の9割を支給します。(ただし、支給限度基準額は、要介護度に関わらず20万円です。また、改修工事施工前に、事前の申請が必要です。)
居宅介護支援	在宅の要介護者等の心身の状況、意向等を勘案し、利用するサービスの種類、内容等を定めた居宅サービス計画(ケアプラン)を作成し、その居宅サービス計画に基づいてサービス事業者等との連絡・調整を行います。
介護予防支援	地域包括支援センター職員が中心となって、介護予防計画を作成し、その介護予防計画に基づいてサービス事業者等との連絡・調整を行います。

▶ 施設サービス(要支援1・2の方は利用できません。)

施設の種類	サービスの内容
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	特別養護老人ホームに入所して、入浴、排せつ、食事等の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の管理を受けるサービス
介護老人保健施設 (老人保健施設)	老人保健施設等に入所して、看護、医学的管理下における介護及び機能訓練、その他必要な医療や日常生活上の世話を受けるサービス
介護療養型医療施設	療養病床等に入所して、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護等の世話及び機能訓練、その他必要な医療を受けるサービス

▶ 地域密着型サービス

(住み慣れた自宅又は地域で生活を継続できるようにするため、身近な市町村で提供されるサービスです。)

サービスの種類	サービスの内容
夜間対応型訪問介護	24時間安心して在宅生活が送れるよう、夜間の定期的な巡回や通報により、訪問介護を行います。 (要支援1・2の方は利用できません。)
認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護	認知症の方を対象に、デイサービスセンター等に通い、食事、入浴の提供や日常動作訓練等を受けることができます。 (要支援1・2の方は、予防のための内容に限られます。)
小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	「通い」を中心として、要介護者の様態や希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせるサービスを提供することで、在宅での生活継続を支援します。 (要支援1・2の方は、予防のための内容に限られます。)
認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	認知症の方を対象に、入浴や排せつ、食事などの介護、その他日常生活上の世話や機能訓練を受けながら共同生活を行います。 (要支援2の方は、予防のための内容に限られます。要支援1の方は利用できません。)
地域密着型特定施設入居者生活介護	定員が29人以下の有料老人ホーム等で、入浴や排せつ、食事などの介護、その他日常生活上の世話や機能訓練、療養上の世話を行います。 (要支援1・2の方は利用できません。)
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	定員が29人以下の特別養護老人ホーム等で、入浴や排せつ、食事などの介護、その他日常生活上の世話や機能訓練、療養上の世話を行います。 (要支援1・2の方は利用できません。)

★介護一般・高齢者福祉サービスの利用などに関わる相談は、
役場福祉課介護保険室
伊方町地域包括支援センター
(電話 38-0211 まで)



シリーズ **10** 保育所だより

町内10箇所の保育所を訪問し、伊方町の宝である子ども達の元気いっぱい姿をカメラルポしていきます。

今月は、『川之浜保育所』です。

○園児数 18名 ○職員数 5名

取材は2月28日(水)、午前10時に保育所を訪れました。ホールには園児全員の手作りひな人形が飾られていました。おひな様の前に集合し、記念写真を撮った後、外に出て川之浜保育所名物の草スキーにチャレンジです。斜面に段ボールを置き、順番に元気よく滑っていきました。子ども達の元気な声が、砂浜まで響き渡っていました。これからも、元気にすくすくと大きくなあれ。



所長からのメッセージ

暖かな日差しの中で、子どもたちは、草スキー・なわとび・サッカー・まはごとと遊びと元気がいっぱい遊んでいます。一年の間に子どもたちは、心も身体もぐーんと大きくなりました。

これからいろいろなことに、チャレンジして自分を大切にしようとお友だちを思いやりのある子に育ててほしいと願っています。



川之浜保育所



赤組さん集合!!



元気よく草スキー



全員で記念写真 パチリ!!



アーロン先生と一緒に

三崎高校だより

＊修学旅行報告＊

生徒の感想より

＜シンガポール班＞

- ナショナル・コミュニア・カレッジを訪問しました。英語が苦手でもコミュニケーションがとれるか不安でしたが、一緒にやるた、けん玉、習字、卓球を通して積極的に交流することができました。
- サルタン王宮博物館は、敷地も広く、シャンテリアなどの高価な芸術品や王家の寢室など、迫力ある物が多くありました。日本製の茶碗が展示されていたり、建物の屋根に日本製の瓦が使われていたりして、日本との関わりの深さを学ぶことができました。
- ナイトサファリでは、夜の園内を車で回し、普段は見ることができない動物の姿を見ることができてよかったです。昼のイメージと違う様子の動物もいて驚きました。
- パイナップルやコーヒー、ココアなど、原料の姿で初めて見ることもできました。
- 夜はマライオンがライトアップさ



れていて、高層ビルの夜景と合わせてとてもきれいでした。

＜東京班＞

- 新潟での初めてのスキーは、指導者の方に丁寧に教えていただき少しずつ上達していきました。終わり頃には上手に滑れるようになり楽しかったです。
- 東京ディズニーランドでは、写真を撮り、たくさん撮り、アトラクションもほとんど制覇することができて大満足でした。途中であがった花火や夜のパレードがとてもきれいで印象に残りました。

- 東京班別自主研修では、移動手段が電車という点もあって緊張しました。最初に乗った電車が満員で、スタートから疲れてしまいましたが、目的に着くとそんなことは忘れて買い物しました。
- 最終日のお台場では、フジテレビを見学しました。テレビでよく見る本社を自分の目で見て、東京にいる実感がわきました。



＊第56回卒業式＊

3月1日、多くの来賓、保護者の方々が見守る中、第56回卒業式が行われ、46名の卒業生が三崎高校を巣立つて行きました。

厳粛な雰囲気の中、卒業生を代表して阿部はるなさんが答辞を読み上げました。3年間の様々な思い出を振り返るとともに、支えてくれた方々への感謝の気持ちを述べました。卒業後はそれぞれの道に進み、高校生活で学んだことを生かして活躍してくれることと思います。



進路状況

【就職】（平成19年3月1日現在）

- 県内企業…8名
- 県外企業…7名
- 公務員…3名
- その他…2名

【進学】

- 4年制大学…12名
- 専門・各種学校…13名
- 未定…1名

保健センターだより 24



保健センターでは、皆さんが健康づくりをすすめていくためのお手伝いをしています。

紹介
します!

三崎地域の ふれあい広場(^-^)/

平成18年度より、65歳以上の高齢者の「介護予防・地域支えあい事業」は介護保険法の改正で地域支援事業として実施することになりました。

三崎保健センターでは、ボランティア(世話役)さんの協力により、利用しやすい各集会所(14地区)を会場に“ふれあい広場”を実施しています。ボランティアさんには、健康相談の受付、会場の準備、出席の確認やお弁当の注文等をしていただいています。内容は、健康相談、体操、レクリエーション等で、14地区のうち、5地区については、毎月実施しています。ボランティアさんこれからも、ご協力をお願いいたします。

輪投げゲーム。
ねらいを定めて
それっ!

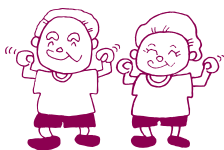


手作りの笹もちの差し入れがありました。
おいしそう!

ボランティアさんの指導で、腰痛体操をしています。
家でも、毎日続けてみましょう!



風船バレー。
落とさないように
気をつけて…。
楽しそうですね!



“きよしのズンドコ体操”
リズムに合わせて、からだを
動かします。



《4月の行事予定》

()は会場、開始時間

伊方地域	瀬戸地域	三崎地域
11日 オレンジ会 (オレンジ作業所9:30~)	13日 たんぽぽクラブ (保健センター9:00~)	1日 清見クラブ (三崎公民館9:30~)
17日 乳児相談 (保健センター10:00~)	17日 にこにこ広場 (町民センター9:30~)	10日 三崎ふれあい広場 (保健センター11:00~)
24日 3才児健診 (保健センター13:00~)	24日 3才児健診 (伊方保健センター13:00~)	14日 正野ふれあい広場 (正野漁民集会所13:30~)
26日 なかよし広場 (保健センター9:30~) 育児相談 (保健センター13:00~)		16日 子育て支援広場 (保健センター9:30~)
		20日 串ふれあい広場 (串集会所11:00~)
		22日 与侈ふれあい広場 (与侈集会所11:00~)
		23日 二名津ふれあい広場 (二名津集会所13:30~)
		24日 3才児健診 (伊方保健センター13:00~)

伊方保健センター TEL 38-1811
瀬戸保健センター TEL 57-2113
三崎保健センター TEL 54-1771



アーロン・マドロンケイさんのインターナショナルコーナー

Vol.8

(伊方町国際交流員)

英語のあれこれ

英語教育にいつも関心が高い日本。英語のネイティブな私には正直にいうと、英語のどこがそんなに面白いのかよくわからない。母国語だと、たぶん身近すぎて、当たり前すぎるからだと思う。けれど英語は英語といっても、詳しく見てみると驚くほどの多様性があり、意外なところに新たな発見もあるので、ひと味違った英語の面白さを紹介したいと思う。

アメリカ英語の方言

日本はせまいのに、たくさんの方言があって、地域だけでなく、話し手の年齢によっては何をしゃべっているのか、外人の私には見当もつかない。これに対してアメリカはだっ広く、いろんな国の人混ざっている。とすると、アメリカにも無数の方言があるはずけど……

不思議なことに、アメリカ英語には地域別では方言と呼べるものがあまりない。言語学上では一応いくつかあるようだけれど、単語が一つ、二つ違ったり、発音が少しずれたりするくらいで、東京では「何してるの?」というのが南予では「何しよるが?」になるほどのものではない。

日本でいう方言に近いものといえば、ただひとつ思い付くのは黒人英語。これは私も聞き取れなかったりするので、まだまだ勉強が足りない。

アメリカ英語 vs イギリス英語

アメリカ英語とイギリス英語は、私の感覚でいうと、方言と呼べる。イギリス英語は言葉のつづりが変わるし、単語がまるごと違うところもあるし、会話となると私には全然聞き取れないこともある。単語では例えばこんな違いが……

	アメリカ	イギリス
torch(トーチ)	たいまつ	懐中電灯
lift(リフト)	(引き)あげる	エレベータ
bonnet(ボンネット)	帽子の一種	(車の)ボンネット
chemist(ケミスト)	化学者	薬剤師

日本のカタカナ言葉

最近では英語からのカタカナ言葉がいろいろ入ってきているけれど、英語じゃないものもたくさんあるよ!これらはもともと何語かわかる?

1. アルバイト
2. ワクチン
3. カルタ
4. ピーマン
5. コンセント
6. アンケート
7. ワンセグ
8. カルテ
9. マロン
10. パン

正解: 1,2,8=ドイツ語 3,10=ポルトガル語 4,6,9=フランス語 5,7=和製英語



こうして作って下さいよ

シンジャー
ブレッド・
ハウス)を
作り、メル
ヘンの世界
に浸りまし
た。ハウス
をビスケッ
トとねばね
ばしたアイ
シングで組
み立てたあ
と、色とり
どりのキャ
ンディでき
れいに飾り
付けて、子
どもたちは



お父さんと一緒に家作り

国際交流活動事業

お菓子の家

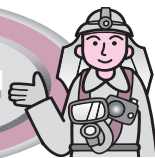
作りに挑戦!

2月24日(土)、中央公民館の一室で、童話が現実へと変わりました。伊方町の小学生親子25名が集まり、アーロン先生(伊方町CIR)とアンシエラ先生(伊方中学校ALT)と一緒に『ヘンゼルとグレーテル』などに出てくる「お菓子の家」(英: シンジャー・ブレッド・ハウス)を作り、メルヘンの世界に浸りました。ハウスをビスケットとねばねばしたアイシングで組み立てたあと、色とりどりのキャンディできれいに飾り付けて、子どもたちは大喜び!クッキー博士・アンシエラ先生のチョコチップクッキーも一から作って焼いて、みんなでおいしくパクパク。西洋の文化に触れて、おいしいものも食べて、お腹も頭もいっぱいになる楽しいひとときでした。

2007

4
月

消防署からのお知らせコーナー



平成18年度中の火災・救急概況

昨年(平成18年中)の八幡浜地区消防署管内の火災概況と救急概況は次のとおりとなっています。

火災概況

火災総件数		28件
八幡浜市	八幡浜地区	13件
	保内地区	7件
伊方町	伊方地区	1件
	瀬戸地区	2件
	三崎地区	1件
西予市	三瓶地区	4件

●平成17年と比較すると1件増となっていますが、平成11年以降からでは、2番目に少ない件数となりました。



出火原因

1位	7件	放火及び放火疑い
2位	3件	ストーブ
3位	2件	たき火
	2件	こんろ
	2件	たばこ

●不注意による出火が多くを占めています。火を使うときは十分注意して下さい。



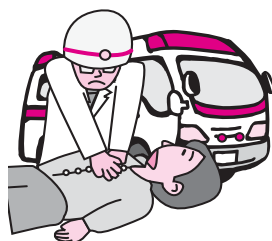
救急概況

救急総件数		2,286件
八幡浜市	八幡浜地区	1,236件
	保内地区	378件
伊方町	伊方地区	199件
	瀬戸地区	95件
	三崎地区	126件
西予市	三瓶地区	252件



救急出動状況

一日平均 6.3件
 一ヶ月平均 190.5件
 時間比 3時間50分に1回出動
 搬送人員 2,132人
 (これは住民約29.6人に1人が搬送されたこととなります。)



●救急件数は前年と比べ若干減少したものの、毎年増加傾向にあります。また、病院へ搬送された方の傷病程度(病気・ケガの重さ)別でみると、軽症(入院必要なし)が約42%を占め、中には明らかに緊急性のない救急搬送も見受けられました。1分1秒を争う重症の人の搬送に支障をきたすおそれがあります。救急車を本当に必要とする人のために、適正な利用をお願いします。

平成19年度 前期
危険物取扱者試験について

八幡浜地区危険物安全協会

- 試験日時**
平成19年6月10日(日) 午前10時00分～
- 試験会場**
愛媛県立八幡浜工業高等学校 他県下5会場
- 試験の種類**
甲種・乙種第1類～第6類・丙種
- 受験願書の受付期間**
平成19年4月9日～4月18日
(財)消防試験研究センター愛媛県支部必着
(願書は、地方局・消防本部及び消防署各分署にあります。)
- 準備講習会**
県下5会場(南予地区一大洲市5月22日、23日)開催予定。
講習会の申し込み及びテキスト(法令・実務・問題集)購入は、八幡浜地区消防本部内で行います。
- 問い合わせ先**
八幡浜地区施設事務組合消防本部内
八幡浜地区危険物安全協会事務局
TEL 23-0119

お問い合わせ 八幡浜地区消防署第一分署 (☎53-0311)・第二分署 (☎36-3119)

シリーズ「ツーリズム」⑬



NPO法人
佐田岬ツーリズム協会
理事長 其田 稔

地域に根ざしたNPO法人を 目指して頑張ります！

私たち佐田岬ツーリズム協会は、この佐田岬にある様々な地域資源を活かしたツーリズムを通したまちづくりを目指しています。しかしながら、まちづくりをしていく上で一番重要となってくるのが、そこに住む人たちの想い。そう、皆さんの力が必要なのです。誇りと愛着がもてるような魅力あるまちを一緒に目指していきましょう！

昨年6月より当協会もNPO法人格の取得のためいろいろな準備をすすめてまいりましたが、11月に正式に認可をいただき、一法人として活動することとなりました。新年度を迎えるということで、身を引き締め新たな気持ちで活動してまいりたいと思っておりますので今後ともよろしく願いいたします。

◇ お知らせ ◇

三崎製錬所跡見学ツアー 参加者募集！

- 日 時…4月29日(日)14:00～
- 集合場所…井野浦ムーンビーチ 駐車場
- 主 催…町見郷土館

ツーリズム協会としてもこの企画に積極的に参加して、地域の宝を再認識し、守っていこうというところを養っていきたく考えています。是非、一緒に参加しましょう！参加希望または詳細は当協会または町見郷土館まで。

NPO法人 佐田岬ツーリズム協会
tel.0894-38-2288 fax.0894-38-0046

国民健康保険加入者の皆さんへ

出産費用を事前に準備する ご負担が軽くなります。

◎出産育児一時金の受領委任制度について ……平成19年4月1日から……

伊方町国民健康保険では、国保加入者の皆様が出産費用を事前に準備するご負担を軽くするため、本来国保加入者(世帯主)の方に支給される出産育児一時金(35万円)を、直接保険医療機関(病院等)へ支払う「出産育児一時金受領委任制度」を実施します。

この制度は、伊方町国民健康保険の加入者の方で、出産後に出産育児一時金を受け取る見込みの方を対象に、出産前に申請をしていただくことにより、保険医療機関等が国保被保険者に代わって一時金を受け取ることができる制度です。

これにより、出産費用が35万円以内であれば、事前に出産費用の準備が必要なくなります。

■ 対象者

国民健康保険の被保険者(国保加入の世帯主)で、出産育児一時金の支給を受ける見込みの方が対象です。ただし、国民健康保険税の滞納がある方は、この制度をご利用できません。

■ 申し込み方法

国保加入者の方(世帯主)が保険医療機関(病院等)に出産育児一時金の受領代理人としての同意を得て、「出産育児一時金受領委任払込申請書」を提出していただきます。(この申請書は、出産予定日の1ヶ月前から受け付けます。)

申請の時は、申請書の他に、国民健康保険証、母子手帳が必要ですからご用意下さい。

なお、出産後「出産育児一時金支給申請書(受領委任払用)」を提出していただくこととなります。このとき、保険医療機関(病院等)の分娩費用のわかる書類(請求書等)が必要です。

■ 注意事項

- 1 出産費用が35万円未満のときは、出産費用と35万円との差額は、申請された方の指定口座に振り込みとなります。
- 2 出産費用が35万円を超えるときは、超える金額のみを保険医療機関(病院等)にお支払い下さい。
- 3 この制度をご利用しないで、従来どおり出産後、病院等へ全額支払いをしておいてその後、役場へ「出産育児一時金支給申請書」を提出して、口座振り込みで一時金を受け取ることもできます。

※詳しいことは、役場年金医療係【電話38-2653(直通)・38-0211(代表)】までお問い合わせ下さい。





初めての**お誕生日** (4月生まれ)

初めての誕生日を迎えるお子さんを紹介するコーナーです。



^{ゆう や}
山下 裕也ちゃん (湊 浦)

初めての誕生日おめでとう。これからも元気に育ってね。

(博文パパ・奈美子ママより)



^{かける}
菊池 翔琉ちゃん (湊 浦)

お姉ちゃん達に負けず、強く、元気に育ってね～。

(孝太郎パパ・晴美ママより)



^{はる の すけ}
村市 温之介ちゃん (二名津)

いつも、たくさんの笑顔をありがとう。これからもよろしく。

(忠パパ・三保子ママより)



^{あい か}
新見 愛華ちゃん (湊 浦)

笑顔のかわいい愛華ちゃん。お誕生日おめでとう。これからも元気にすくすく育ってね。

(和之パパ・紘美ママより)

町営住宅入居者募集

三机休石団地

【入居者の資格】

- 所得が町長の定める基準に該当するものであって、自ら居住するため住宅を必要とする者のうち、現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻の関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)がある者。
- 国税又は、地方税を滞納していない者であること。

所在地/伊方町三机乙1842番地

募集戸数/特定公共賃貸住宅

三机休石団地3LDK 1戸

規模・構造/木造2階建(床面積86.0㎡)

1階55.68㎡・2階30.32㎡

家賃(月額)/39,000円

(共益費は含まない)

敷金/3ヶ月分の家賃に相当する金額

駐車場/1戸当たり1台

入居申込方法/申込書に必要な書類を添えて伊方町役場 瀬戸総合支所地域建設課へ持参又は郵送して下さい
〒796-0502

西宇和郡伊方町三机乙3003-6

お問い合わせ/伊方町役場 瀬戸総合支所 地域建設課 TEL 0894-52-0115

入居申込期限/平成19年4月13日(金)午後5時までに

入居者の選定方法/抽選又は、その他公正な方法

裁判員制度～最新の情報をお届けします～

国民の皆さんに刑事裁判に参加していただく「裁判員制度」が平成21年5月までに始まります。裁判所では、裁判員制度に関心を持ち、理解していただくためにインターネットを利用して様々な情報を提供しています。

◎ 裁判員制度ウェブサイト

裁判員制度に関する最新の情報をお届けする裁判員制度専用のホームページ、「裁判員制度ウェブサイト」を開設しています。裁判員制度ウェブサイトでは、裁判員制度の紹介、統計などの資料を掲載しているほか、子ども向けのキッズページを設けております。また、裁判員制度広報用映画「評議」などの動画配信も行っていますので、是非アクセスしてください。

裁判員制度ウェブサイト

<http://www.saibanin.courts.go.jp/>
なお、各地の裁判所の催しについては、裁判所ウェブサイト(<http://www.courts.go.jp/>)でそれぞれ紹介していますので、そちらにも是非アクセスしてください。

◎ 裁判員制度携帯サイト

裁判員に関する情報に手軽に携帯電話でアクセスできるように、裁判員制度携帯サイトも開設しています。携帯サイトでは、裁判員制度に関する最新の情報や裁判員制度の紹介、広報企画の紹介、裁判員制度 Q&A、各地の地方裁判所の電話番号などの情報を掲載しています。



QRコード

携帯サイト

<http://www.saibanin.courts.go.jp/k/>

◎ 裁判員制度メールマガジン

裁判員制度に関する最新の情報をお届けする裁判員制度メールマガジンの配信を2月から開始しました。裁判員制度に関する最新の情報やポイント解説、主なQ&Aなどを随時お届けしますので、是非、配信登録をください。バックナンバーは、裁判員制度ウェブサイトでご覧いただけます。

メールマガジン登録ページ

<http://www.saibanin.courts.go.jp/melmaga/index.html>

今後も、多くの皆様にご利用いただけるよう、内容の充実を図っていただきたいと思います。多数のアクセス、ご利用をお待ちしています。

年金のお知らせ

学生の皆さんへ

「国民年金学生納付特例制度」をご存知ですか?

国民年金は、20歳以上のすべての方が加入し保険料を納めることになっています。学生さんも、国民年金に加入して保険料を納めることになります。

しかし、多くの場合、学生さんには所得がありません。

そのため、在学期間中の国民年金保険料の納付を猶予される「国民年金学生納付特例制度」があります。

なお、前年度に「国民年金学生納付特例制度」の承認を受けていた方も、毎年、学生納付特例の手続きが必要ですのでご注意ください。

対象者

- 大学(大学院)、短大、高校、専修学校、各種学校等に在学している者(夜間・定時制も含む)
- 前年所得が一定基準以下(収入のめやす183万円以下)

手続き先・方法

- 住民票のある市町の国民年金担当係または、社会保険事務所。
- 年金手帳・印鑑及び在学証明書又は学生証(コピー可)を持参ください。

承認されると

- 承認期間中のケガや病気などで障害が残ったときは、一定の条件を満たせば障害基礎年金が支給されます。
- 承認期間は、将来受け取る老齢基礎年金の受給資格期間(25年)には算入されますが、年金には反映されません。
- 承認期間については、保険料を10年前にさかのぼって納付する「追納制度」があります。(2年を過ぎると、経過した年数に応じて保険料に加算額がつきます。)

※お知らせ

平成19年4月分から国民年金保険料が月額
14,100円になります。

年金のお問い合わせは「年金ダイヤル」へ

年金請求などの相談…0570-05-1165

年金をお受けになっている方の相談…0570-07-1165

受付時間は午前8時30分から午後5時15分まで(土・日・祝日を除く)



4月の社会保険出張相談日(場所:八幡浜商工会議所)は
9日(月)・27日(金)(10時~15時30分)です。



亀ヶ池温泉 4月1日から休止します

個人配湯4月1日から休止します。
開設以来、町民の皆様にご愛顧いただきました亀ヶ池温泉は、平成19年4月1日から温泉温浴施設工事のため休止させていただきます。また、温泉を家庭へ運搬する個人配湯事業につきましては、温泉利用計画の見直しにより平成19年4月1日から休止させていただきます。利用者の皆様には、ご迷惑をおかけいたしますがご理解下さいますようお願いいたします。

あなたの相続人は誰ですか？ 遺言電話無料法律相談

4月15日を「良(4)い遺言(15)」の語呂合わせで「遺言の日」と定め、町民の皆様は遺言に関する法的知識を高めたいだけでなく、「遺言に関する無料電話法律相談を実施いたします。」

弁護士が無償で正しい法律知識を提供し、適切なアドバイスを行いますので、遺言の書き方などについて聞きたい！知りたい！という方はお気軽にご相談ください。
4月16日(月)午前10時～午後3時

通常どおり利用することが出来ます。亀ヶ池温泉の再開は、新築となった温泉温浴施設で平成19年8月の予定です。利用者の皆様には大変ご迷惑をおかけいたしますがご協力をお願いいたします。



建設中の温泉温浴施設

変威力を発揮するものであり、
①一度に全身のがん検査が可能
②良性と悪性のがん細胞の鑑別が可能
③5mm～1cm程度の小さながん細胞でも発見可能
④体への負担が少ない
等の優れた特徴を有しており、近年大変注目を浴びている装置です。
日本人の3人に1人はがんで亡くなること云われておりますが、早期発見早期治療に勝るがん対策はございません。最先端のPET-CT装置を活用したがん検診を積極的にご利用くださいますようお願いいたします。

【連絡先】

愛媛県立中央病院
TEL089(947)1111
人間ドック受付(内線6136)

『ふれあい看護体験』の 参加者募集

看護週間行事として一日看護体験の参加者を募集しています。「将来看護師になりたい」「学生さんはもちろん」「家族の介護に役立てたい」「病院のことを知りたい」方など、日頃看護とは無縁の生活を送っているOJ主婦、男性の方々もごなたでも参加できます。ぜひご応募ください。

☎089-941-6279
主 催 愛媛弁護士会
問 合 わ せ 先
〇〇〇9-941-6279
(当日のみ直通)

PET-CT検診のご案内

県立中央病院におきましては、平成18年3月に愛媛PET-CTセンターを開設し、最先端のがん検断装置であるPET-CTを活用した人間ドックを実施しております。
この装置は、がんの早期発見に大

①住所 ②氏名(フリガナ) ③年齢
④性別 ⑤職業(学生は学校・学年)
⑥電話番号 ⑦洋服サイズ ⑧中学生・高校生の場合は、学校の許可の有無を書き4月20日(金)までに各施設に直接申し込んでください。*中学生・高校生は学校の許可が必要です。
直接施設の担当窓口にお尋ねください。
〇問い合わせ先

〇マルチ商法に御注意!

マルチ商法とは

個人に商品等を買わせて販売組織に勧誘し、さらにその加入者が次の販売員を勧誘することで次々と会員を増やし、ピラミッド式に組織を拡大する商法です。「商品を買えばマーシングが入る」などと勧誘されるが、実際には商品は思うように売れず、在庫を抱え多額の負担を負わされることが多くなります。

●主な商品

健康食品、化粧品、健康機器、浄水器、婦人下着、パソコンなど

●予防と対策

●「簡単に儲かる」などというまじい話は信用しない。被害者が加害者意識をもたないまま、人を勧誘していき自分が加害者になり、友人・知人などの信頼関係を失うことになりかねません。
●契約から20日以内ならクーリング・オフができます。20日を過ぎても中途解約や退会ができ、入会1年未満で、引渡しを受けてから90日未満の未使用の商品であれば返品することができ、適正な額の返金が受けられます。

●ウソの説明などで契約をしてしまった場合は、契約を取り消せます。

〇送りつけ商法にご注意

●送りつけ商法(ネガティブ・オプション)とは

注文していないのに、商品を勝手に送りつけて代金を請求するものです。代金引換郵便で配達時に支払わせるものや、高額な書籍の購入を勧めるもの、身障者の支援や災害援助の寄付などを名目として振込みをさせる手口もあります。

●相談の多い商品

皇室写真集、叙勲者名簿、書籍、ビデオソフトなど

●予防と対策

●注文していない商品を一方的に送りつけられた場合は、支払う必要はありません。
●特定商取引法では、送りつけ商法により送りつけられた商品は、届いた日から14日間(事業者)引き取りを請求した場合はその日から7日間が経過すれば処分してよいことになっています。

【消費生活に関する相談窓口】

伊方町民生生活課生活環境係
TEL0894-38-0211
愛媛県消費生活センター
TEL089-9955100(相談)
TEL089-9955100(相談)
八幡浜地方局消費生活相談窓口
TEL0894-24-3700

伊方発電所の状況

① 運転状況について(平成19年2月28日現在)

- 伊方1号機(定格電気出力56万6千キロワット)
定格熱出力一定で運転中
- 伊方2号機(定格電気出力56万6千キロワット)
定格熱出力一定で運転中
- 伊方3号機(定格電気出力89万キロワット)
定格熱出力一定で運転中

② 3号機 制御用空気圧縮機Aの不具合について

通常運転中の3号機において、制御用空気圧縮機Aの運転電流値及び第1段シリンダに4個ある吸気弁の内の1個の温度が若干高めであったため、2月1日に、圧縮機を停止し、当該吸気弁を点検したところ、吸気弁を押さえるバネ1個が折れていることが確認されました。このため、このバネを取り替えて確認運転を行いました。電流値、温度とも高いままであったため、同日14時50分頃、当該圧縮機の詳細点検を行うこととしました。

詳細点検の結果、第1段シリンダの他の吸気弁の当該バネの内、更に1個が折損し、1個にひびがあることを確認しました。このため、第1段シリンダのすべての吸気弁の当該バネ(全4個)を新品に取り替え、試運転を行って

異常のないことを確認し、2月7日10時00分、通常状態に復旧しました。

尚、バネが折損した原因等については、引き続き調査を行います。

※制御用空気圧縮機とは、

主蒸気逃がし弁や加圧器逃がし弁等の空気動作弁を制御するための空気を供給する設備。第1段シリンダで圧縮した空気を、さらに第2段シリンダで圧縮して必要な圧力を得る構造になっている。3号機では、A、B2台の制御用空気圧縮機を設置し、通常、交互に1台を運転している。



③ 1号機 脱気器加熱蒸気圧力制御弁からの制御用空気の漏れについて

通常運転中の1号機において、脱気器加熱蒸気圧力制御弁から少量の制御用空気が漏れていることを、2月5日13時15分頃、保守員が確認しました。

調査の結果、ガスケットの一部が損傷していたため、当該ガスケットを予備品に取り替え、同日17時04分、漏れのないこと及び弁が正常に開閉できることを確認し、通常状態に復旧しました。

これらの事象について、町・県では、合同で立入調査を実施し、環境への放射能の影響がないことや調査、対策、復旧の状況等を確認しました。



～取材からの“いかたショット”～

編集後記
1年はあつというもので、広報担当になり12号目をなんとか無事に発行することができました。今月号は町のホットなニュースがたくさんあり、取材にかけました。その中で、平磯に外国青年らが農業ボランティアに訪れており、いろいろと話を聞くことができました。印象に残ったのは、「こちらの人達はあつたかい、人情があつていること」。
また、ふるさとCOM大賞審査会の取材では、県下20市町からわが町自慢のCMに感動しました。キーワードは、「伊方町を愛する事、誇りに思う事ではないでしょうか。」

町内の交通事故

物件事故	7件(2月)	累計 150件
人身事故	2件	傷者 2 死亡 0人(2月)
		累計 39件 傷者 42人 死亡 4人

まごころ銀行

次の方から社会福祉協議会「まごころ銀行」へ、善意のご寄付をいただきました。

有意義に活用させていただきます。

- ・愛媛南部ヤクルト販売(株)…………… 金一封

お礼

大阪府交野市にお住まいの吉川澄子さんから広報紙編集費用にとご寄付いただきました。紙上から厚くお礼申し上げます。

●伊方町の人の動き (平成19年2月末現在) 増減事由は2月中

	人口	12,485人 (-23人)		出生	4人		転入	14人
	男	5,887人 (-9人)			死亡		15人	
女	6,598人 (-14人)		世帯		5,228世帯 (-2世帯)			

2007

4

April

くらしのカレンダー

●…教育 ☆…衛生 ○…その他

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
	☆不燃物収集日(大浜、中之浜、仁田之浜、湊浦) ☆不燃物収集日(塩成、足成、高浦、佐市) ☆新聞・雑誌、ダンボール収集日(高浦、佐田、大佐田、井野浦、二名津、明神、松、名取、釜木、平磯)	☆不燃物収集日(河内、小中浦、伊方越、亀浦、中浦、川永田) ☆不燃物収集日(大久、川之浜) ☆粗大ごみ収集日(三崎、与修、串、正野)	☆不燃物収集日(豊之浦、奥、向、畑、須賀、久保、西) ☆不燃物収集日(高浦、佐田、大佐田、井野浦、二名津、明神、松、名取、釜木、平磯) ○心配ごと相談(伊方町民会館 13:00~17:00)	町長三崎総合支所執務日(9:00~12:00) ☆不燃物収集日(二見、加周、田之浦、古屋敷、大成、鳥津、九町越) ☆不燃物収集日(大江、志津、小島、田部、神崎、高茂) ☆不燃物収集日(三崎、与修、串、正野)	春の全国交通安全運動 ☆不燃物収集日(三机、上倉、松之浜) ☆びん、カン類収集日(高浦、佐田、大佐田、井野浦、二名津、明神、松、名取、釜木、平磯) ☆不用犬、猫引取り(役場、瀬戸支所、三崎支所、町見出張所へ9時30分までに)	世界保健デー ☆紙類・布類収集日(旧瀬戸町全域) ☆ペットボトル、発泡スチロール、食品トレー類(三崎、与修、串、正野)
8	9	10	11	12	13	14
	☆不燃物収集日(塩成、足成、高浦、佐市) ☆ペットボトル、発泡スチロール、食品トレー類収集日(高浦、佐田、大佐田、井野浦、二名津、明神、松、名取、釜木、平磯)	人権の日 女性週間 女性の日 ☆不燃物収集日(大久、川之浜) ☆びん、カン類(三崎、与修、串、正野)	☆古紙及び古着収集日(旧伊方町全域) ☆有響ごみ収集日(旧伊方町全域) ☆不燃物収集日(高浦、佐田、大佐田、井野浦、二名津、明神、松、名取、釜木、平磯) ○当番司法書士(三崎公民館3F 13:30~16:00)	☆不燃物収集日(大江、志津、小島、田部、神崎、高茂) ☆不燃物収集日(三崎、与修、串、正野)	☆不燃物収集日(三机、上倉、松之浜) ☆粗大ごみ収集日(高浦、佐田、大佐田、井野浦、二名津、明神、松、名取、釜木、平磯) ☆不用犬、猫引取り(役場、瀬戸支所、三崎支所、町見出張所へ9時30分までに)	☆新聞・雑誌、ダンボール(三崎、与修、串、正野)
15	16	17	18	19	20	21
	☆不燃物収集日(塩成、足成、高浦、佐市) ☆新聞・雑誌、ダンボール収集日(高浦、佐田、大佐田、井野浦、二名津、明神、松、名取、釜木、平磯)	☆不燃物収集日(大久、川之浜)	発明の日 ☆不燃物収集日(高浦、佐田、大佐田、井野浦、二名津、明神、松、名取、釜木、平磯) ○心配ごと相談(町見公民館13:00~17:00) ○行政相談所開設(町見出張所13:00~17:00)	☆不燃物収集日(大江、志津、小島、田部、神崎、高茂) ☆不燃物収集日(三崎、与修、串、正野)	郵政記念日 町長瀬戸総合支所執務日(9:00~12:00) ☆アルミ缶収集日(旧伊方町全域) ☆不燃物収集日(三机、上倉、松之浜) ☆びん、カン類収集日(高浦、佐田、大佐田、井野浦、二名津、明神、松、名取、釜木、平磯) ☆不用犬、猫引取り(役場、瀬戸支所、三崎支所、町見出張所へ9時30分までに) ○心配ごと法律相談(三崎保健福祉センター 14:00~17:00) ○心配ごと相談(三崎保健福祉センター 9:30~12:00) ○給食サービス(町見地区)	☆ペットボトル、発泡スチロール、食品トレー類(三崎、与修、串、正野)
22	23	24	25	26	27	28
	子ども読書の日 ☆スチール缶収集日(旧伊方町全域) ☆不燃物収集日(塩成、足成、高浦、佐市) ☆ペットボトル、発泡スチロール、食品トレー類収集日(高浦、佐田、大佐田、井野浦、二名津、明神、松、名取、釜木、平磯)	☆発泡スチロール収集日(旧伊方町全域) ☆不燃物収集日(大久、川之浜) ☆びん、カン類(三崎、与修、串、正野)	☆ペットボトル収集日(旧伊方町全域) ☆不燃物収集日(高浦、佐田、大佐田、井野浦、二名津、明神、松、名取、釜木、平磯) ○当番司法書士(三崎公民館3F 13:30~16:00)	☆空ビン収集日(川永田、豊之浦を除く伊方地区) ☆不燃物収集日(大江、志津、小島、田部、神崎、高茂) ☆不燃物収集日(三崎、与修、串、正野)	☆空ビン収集日(川永田、豊之浦、町見地区) ☆不燃物収集日(三机、上倉、松之浜) ☆不用犬、猫引取り(役場、瀬戸支所、三崎支所、町見出張所へ9時30分までに) ○給食サービス(伊方地区)	☆新聞・雑誌、ダンボール(三崎、与修、串、正野)
29	30					
昭和の日	振替休日 ☆不燃物収集日(塩成、足成、高浦、佐市)					

可燃物については、年度当初に配布したパンフレットまたはちらし等でご確認ください。

■発行・伊方町 〒796-0301 愛媛県西宇和郡伊方町湊浦1993番地1 TEL(0894)38-0211 FAX38-1373

■編集・政策推進課 ホームページ URL <http://www.town.ikata.ehime.jp/>

「広報いかた」は環境保護のため、100%再生紙と大豆油インキを使用しています。

